

高齢者生協ヘルプサービスあまこだ運営規程

(事業の目的)

第 1 条 愛知県高齢者生活協同組合が設置する高齢者生協ヘルプサービスあまこだ（以下「事業所」という。）が行う、名古屋市における移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児（以下「利用者等」という。）に対し、適正な移動支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高齢者生協ヘルプサービスあまこだ
- (2) 所在地 名古屋市守山区向台一丁目 1 2 1 8 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員、サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2 名以上

サービス提供責任者は、移動支援計画等の作成に関する業務のほか、事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 2.5 名以上（常勤換算）

従業者は、移動支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時
- (3) 営業時間外、土曜、日曜日は応相談

(主たる対象者)

第 6 条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（全身性障害者・視覚障害者）
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児（全身性障害児・視覚障害児・知的障害児）
- (4) 精神障害者

(利用者から受領する費用の額)

第 7 条 移動支援を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める額とし、当該移動支援が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による移動支援サービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村が定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払を受けるものとする。

2 第 8 条の通常の事業の実施地域を超えて行う移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル未満
400円
- (2) 事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル以上
600円

3 前各項の費用の支払を受ける場合は、利用者（障害児の場合はその保護者）に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、名古屋市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 従業者は、移動支援の提供を行っているときに、利用者等に症状の急変その他緊急の事態が生じた時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施する。
- (3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援
する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

第11条 提供した移動支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対
応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録
する。
- 3 提供したサービスに関し、名古屋市が行う文書その他の物件の提出もし
くは提示の求め又は名古屋市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用
者等からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋
市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な
改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する
運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる
限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、利用者等に対して適切な移動支援を提供するため、従業
者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修
(利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び障害の
特性に関する理解を深めるための研修を含む。)の機会を次のとおり設ける
ものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するために、
従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇
用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は愛知県高齢者生活
協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成23年7月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年11月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和8年3月1日から施行する。